

消費者の方へ

訪問購入のトラブル に注意してください!



訪問購入とは…

消費者の家を購入業者が訪問し、
消費者の貴金属やブランド品などを買取るものです。

以下のような訪問購入のトラブルが見られます

購
入
前



電話では…

「いらぬ着物を買う」「査定だけ」

実際に家に来た時には…

「指輪やネックレスを売ってくれ」

と言われた。



**トラブルを
避けるために**

- 依頼をしていないにもかかわらず、購入業者が突然家に来て買取りをすることは、法律で禁止されています!
- そのような業者は家に上げないようにしましょう!

購
入
後



契約後、クーリング・オフを申し入れたら

「買取りの場合はクーリング・オフできない」

「キャンセル料がかかる」と言われた。



**もし買取りを
してもらったこと
になった場合**

- 契約書などの書面を受け取ってから**8日間**は
 - ・クーリング・オフ（契約をなかったことにする）
 - ・手元に引き続き置いておくことができます!

呼んでないのに業者が来たときや
強引に品物を買取られたときなどは、電話しましょう

消費者ホットライン(局番なし)



い

1

や

8

や

8

お近くの消費生活相談窓口を
案内します。
(土日祝日も相談できます。)



消費者庁

Consumer Affairs Agency, Government of Japan

守ってください! 訪問購入のルール

↓チェックを入れて確認しましょう!

しつこく勧誘していませんか? → 適切な勧誘

以下のような勧誘は禁止されています。

- 突然訪問して勧誘する。
- 消費者から査定の依頼を受けて訪問し、買取りの勧誘をする。
- 消費者が断ったにもかかわらず再び勧誘する(再勧誘)。
- 買い取る物品の種類を明示せずに勧誘する。



契約書を渡しましたか? → 書面の交付

法定事項(*)が記載された書面を消費者に交付しなければなりません。

*物品の種類や特徴、購入価格、引渡しの拒絶やクーリング・オフに関する事項など。



理由を問わず解除に応じなくてはなりません!

→ クーリング・オフ

書面の交付から8日以内は、消費者によるクーリング・オフに応じなくてはなりません。



(8日間以内)

品物を手元に置いておけることを告げましたか?

→ 引渡し拒絶の告知

書面の交付から8日以内は物品の引渡しを拒むことができる旨を、消費者に告知なくてはなりません。



第三者と消費者の両者に通知しましたか?

→ 書面の交付から 8日以内 に物品を第三者へ引き渡す際の通知

書面の交付から8日以内に第三者に物品を引き渡す場合、以下の通知をしなくてはなりません。

- クーリング・オフの対象物品であること(対第三者)。
- 第三者の連絡先や引き渡した年月日など(対元々の売主である消費者)。



ただし、以下の物品や取引態様は規制の対象となりません。

物品



自動車

(2輪のものを除く。)



家具



家電

(携行が容易なものを除く。)



本、CDやDVD、

ゲームソフト類



有価証券

取引態様

- ・ 消費者自ら自宅での契約締結等を請求した場合
- ・ 事業者が得意先を定期的に訪問して注文を受ける取引(御用聞き)の場合
- ・ 継続的な顧客との取引の場合
- ・ 転居に伴う売却の場合